

令和3年12月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年12月6日

武雄市農業委員会

令和3年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年12月6日(月)
(開会) 13時25分 (閉会) 14時02分

2. 場 所 武雄市文化会館中集会室B

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者 なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)	
議案第5号	武雄市非農地証明願	5件
報告第1号	農地等形状変更届出	2件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 それでは定刻になりましたので、令和3年12月の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は農業委員の全員出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立いたします。それでは会長、よろしくお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただいまから、令和3年12月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は議案第1号から議案第5号までの審議について、協議をお願いいたします。
議事録署名人に、6番 中村和仁委員、15番 山下委員を指名いたします。
それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 11月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様から質問等はございませんか。
(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が、3件提出されています。この案件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。議案書の1ページをお開きください。
番号1番。土地は武雄町の田1筆、面積 1,037 m²です。申請事由は、譲渡人は高齢で耕作管理ができない、譲受人の自宅に近く管理しやすいとのことです。土地の価格は一筆10万円です。
2番。土地は武内町の田5筆、畑4筆、面積の合計が 10,034 m²です。申請事由は、生前贈与のため同居の娘さんへの贈与となっております。
3番。土地は東川登町の田1筆、面積 856 m²です。譲渡人は県外に居住しており管理できない、譲受人が現在も耕作しており所有地としたいとのことから申請されています。土地の価格は10a当り80万円です。
以上3件、いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。この案件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

11番委員 2番の所有権移転ですが、小柳さんはまだ農業をされていますが、後継者の娘さんがトレーニングファームで研修を受けられて、県の方で所有権移転をしなくちゃいけないからということで判を押ししました。

会 長 他に。特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による3件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。議案書は3ページをお開きください。
番号1番、土地は武雄町の田1筆、面積450㎡です。申請事由は、現在耕作はしておらず、街中であるため貸駐車場として利用したいとのことで、用途は貸駐車場。工事完了時期は令和4年2月末、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号2番、土地は山内町の田1筆、面積779㎡です。農振除外済です。申請事由は、県道相知山内線道路整備事業に伴い、住宅を移転する必要があるため、申請地に一般住宅及び物置を建築したいとのことで、用途は一般住宅及び物置。工事完了時期は令和4年4月末、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号3番。土地は北方町の田1筆、畑1筆、合計2筆、面積合計300㎡です。田1筆につき農振除外済です。申請事由は、平成5年ごろから住宅用地及び進入路として利用しているとのことで始末書が添付されております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

19番委員 3番の案件について、田端さんは農振除外が終わった時点で、なにもしくなくていいと思っていたと。11月はじめの朝に隣の江口農園の社長から電話があつて、江口農園の方に県農産課から電話があつて、減反確認をしてたら航空写真で、そこはもう田んぼではなくて宅地になっていてということで、農転をしていないということが発覚しまして、司法書士さんとか難しく話をされたので、気が動転しましたが結局は4条の申請だったということだった。また、小屋を建てるような話をされて、私も既に埋まっているなど思っていましたので始末書をつけて申請されています。よろしくお願いします。

会 長 ほかに。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出をされております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。議案書5ページをお開きください。

番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は北方町の田2筆、面積の合計2,649㎡です。申請事由は、道路沿いであるため、自動車展示場として適地と判断したため、用途は貸自動車展示場、譲受人が関連会社へ賃貸される計画となっております。工事完了時期は令和4年3月31日で、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

2番、権利の内容は所有権移転。土地は武雄町の畑1筆、面積728㎡。申請事由は、宅地分譲地として適地と判断したため、用途は宅地分譲2区画、計画地内に道路を設け計画面積は実測で725.41㎡です。工事完了時期は令和4年3月末。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は武雄町の田1筆、畑3筆、合計4筆、面積合計506㎡です。申請事由は、住環境として良好であり、宅地分譲地として適地と判断したため、用途は宅地分譲2区画、同時利用地として隣接の雑種地1筆107㎡を含みまして、計画面積の合計は、実測で614.83㎡です。工事完了時期は令和4年5月末。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

4番、権利の内容は所有権移転。土地は橘町の田1筆、443㎡で、農振除外済。申請事由は、現在アパート住まいであるが、手狭となってきたため実家近くに一般住宅を建築したいとのことで、用途は一般住宅、工事完了時期は令和4年3月末。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

5番、権利の内容は所有権移転。土地は朝日町の田1筆、面積236㎡。申請事由は、建売分譲住宅地として適地と判断したため、用途は建売分譲住宅1区画、工事完了時期は令和4年5月末。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

6番、権利の内容は所有権移転。土地は朝日町の畑1筆、面積343㎡。申請事由は、現在集合住宅住まいであるが、手狭となったため、一般住宅を建築したいとのことで、用途は一般住宅。工事完了時期は令和4年9月末で、農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

以上、6件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

議案の説明が終わりました。このうち1番は、11月26日に調査委員会を行っております。なお、先月の調査委員会からの継続案件でしたので、引き続きA班で行っております。座長の11番 川口委員さんから調査結果の報告をお願いします。川口委員さん、どうぞ。

調査委員会座長（11番委員）

ご報告いたします。令和3年11月26日午後1時30分から、A班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室にて調査委員会を開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1件について審議しました。

この案件は10月26日に調査委員会を行っており、現地調査まで行っていました。事業計画が不透明であるという指摘を受け、申請者が10月は申請の取り下げを行い、修正後再度提出されたものです。

議案第3号 申請番号1番の「貸自動車展示場」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

二度の調査委員会の中で、主な質疑、要望は「展示場ということであるが敷地内は舗装をする予定か」と質疑があり、「舗装は行わない。バラス敷きで計画している」という回答がありました。

また、境界について「隣接農地の所有者と耕作者は了解されているか」と質疑があり、「確定測量は申請の段階では行っていない。許可が下りれば行う」という回答がありましたので、「許可がなされ確定測量を行う際には隣接農地の所有者に加え耕作者も同席のもと行うことを要望し承いただきました。

また、「展示場だけで店舗がないが、無人となるのか」という質疑があり、「現在のところ申請地は無人となる予定。100mほど北側に株式会社イエスの修理工場があるため、そこの従業員で対応するように予定している」という回答がありました。

最後に境界に設置するU字溝の維持管理や災害時の対応等について、事業者と隣接農地所有者、隣接農地耕作者と三者による協議を行い、終了後に協議を行った旨のわかる書類の写しを事務局に提出することを要望し、了承いただきました。

以上質疑等ありましたが、申請番号1番の案件については、調査委員会としては転用の許可基準から許可して差し支えないという判断になりました。

以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。1番の案件について調査委員会の報告が終わりました。2番から6番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画(案)について事務局からの説明をお願いします。別冊です。

事務局 失礼いたします。議案第4号「農業地利用集積事業計画(案)」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。こちらに「令和3年度第9号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、なし。

橘町、田、新規、1件、1筆、3,966㎡。

再設定、5件、10筆、21,962㎡。

朝日町、なし。

若木町、田、新規、4件、6筆、7,851㎡。

再設定、1件、1筆、785㎡。

武内町、田、再設定、3件、3筆、3,582㎡。

東川登町、田、再設定、2件、3筆、4,548㎡。

西川登町なし。

山内町、田、新規、2件、6筆、7,383㎡。

再設定、5件、11筆、10,221㎡。

北方町、田、新規、1件、1筆、1,217㎡。

再設定、8件、25筆、43,583㎡。

畑、再設定、1件、1筆、885㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除は17ページに記載していますので、ご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」5件が申請されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号についてご説明します。

議案書は8ページから9ページです。

番号1番、土地は武内町の畑8筆、面積は合計で3,999㎡です。このうち5筆につきましては、草木が茂り荒廃している状況、3筆につきましては、20年以上前に植林していたとのことで、非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

2番、土地は西川登町の田、1筆、面積472㎡です。40年以上前に相続してから耕作はしておらず、イノシシの被害もあり荒廃しているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

3番、土地は北方町の田1筆、面積は27㎡です。50年以上前に隣接の宅地といっしょに造成されていたとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

4番、土地は北方町の田、3筆、面積は合計で1,899㎡です。平成9年に相続して以降、農地として利用することなく荒廃しているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

5番、土地は北方町の畑1筆、面積は7,841㎡です。50年ほど前にみかん農園をやめ、その後一部家庭菜園として利用していたが、16年前に申請人の父が亡くなってからは利用しなくなり、草木が生い茂り荒廃しているとのことで、事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

以上5件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん何かございませんか。

11番委員

1番ですが、元山手のみかん園だったところが荒れてしまってこういう状況になっています。

会 長

はい。他に。

19番委員

3番の案件ですけれども、ここはもう土橋さんの土地ではなくて森さんという方が買われてしまっていて、いま森さんの家もなくなってですね、管理は市のシルバー人材センターから草を刈りに来られています。ここは小屋が建っていたもので、田ん中だということをみなさん知らなくて、壊されてから田ん中だったということで、土橋さん方がもう森さんからお金をいただいていて、話しもちゃんとできているからということでしたのでいいかなと思っております。

会 長

はい。他に。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、5件の武雄市非農地証明願いにつきまして、証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明5件について証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出》

会 長 以上で、審議は終了し、次に報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出」について2件提出されています。この2件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告いたします。議案書の10ページをお開きください。
番号1番、土地は橘町の田1筆、面積517㎡です。先ほど議案第3号の申請番号4番でご審議をいただきました土地の隣接地にあたりまして、住宅の建築に合わせて嵩上げし、畑として利用したいとのことで、変更内容は田を畑に転換、変更時期は令和4年1月15日から2月15日、嵩上げの高さは最高で60cm、変更後は野菜を栽培される計画です。

2番。土地は東川登町の田1筆、面積175㎡です。市道拡幅による面積減少と農業用水が確保できないということで、田として耕作を続けることができないため、畑として利用したいとのことで、変更内容は田を畑に転換、特に盛土等なく現状のまま利用されまして、変更後は野菜栽培の計画です。

以上、2件につきご報告いたします。

会 長 報告事項の事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特にないようですので、質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、報告事項でございますので、この程度でとどめさせていただきます。

《事務連絡》

会 長 議案及び報告事項が終わりましたので、事務連絡に移りたいと思います。
事務局からの説明をお願いいたします。

《事務連絡》

①配付物

- ・ 2022 年 農業委員手帳
- ・ 農業会議だより 11 月号
- ・ 農業者年金加入状況

②タブレット端末 10 台の利用状況についておたずね（10/5 配付分）

⇒ 大半が使っていないとのこと。推進委員配付分もあり全体の利用状況は不明。

③非農地証明の経緯・内容等について説明

⇒ 非農地扱いが難しい案件について農業委員、推進委員が押印して申請書の提出があったため

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして令和 3 年 1 2 月の農業委員会総会を終わります。